

<川越市>

傍聴記

「川合3事件裁判」 + 「新井元市議名誉毀損裁判」

同日、同裁判官で開廷した、奇妙キテレツ裁判劇！
新井氏裁判は、いよいよ佳境へ！

2021年5月13日、さいたま地裁・川越支部では、前回期日に引き続き、現職川越市長・川合善明氏が原告となっている異常な裁判が同時に開かれた。

市長が個人として、自分の気に入らない言動をする川越市民を、次々に訴えるという、日本の裁判史上でも類を見ない常軌を逸した裁判である。市長として裁判を起こすとなると、議会の承認を得なければならないが、個人の立場での裁判であれば、議会承認は不要のまま得手勝手な訴訟をいくらでも起こせるということだ。それでありながら、「川合善明」という個人が現職市長である事実は明らかなのだから、実質的には市長による市民恫喝に等しい、下劣極まる行為にほかなるまい。



川合氏が起こした裁判は3件あり、訴えられた被告は川越市民5名。

うち1名は川越市議、他の4名は川越市に対する住民訴訟を起こした原告団22名の中から、川合市長が意図して「選んだ」市民だ。もう1件の裁判の被告市民女性A氏は上記の4名のうちの1名で、つまりこの市民女性A氏は、川合氏から2つも裁判を起こされていることになる。

それぞれの裁判での、原告（川合氏）の主張が、いかに狂気じみた支離滅裂な内容であるかは本文で詳述するが、本紙読者にはおなじみの「現職川越市長・川合善明氏を原告とする3本立て裁判」を改めて簡単に紹介しよう。

① 原告「川合善明」 × 被告「小林薫川越市議」

川越市議会議員・小林薫氏のブログを以前からチェックし続けていた川合善明氏が、すでに小林市議がブログから削除している記事を保存しておいて、その記事内容（行政

調査新聞による川合糾弾ビラをブログに転載したこと)が、**名誉毀損だと訴えた事件**。

② 原告「川合善明」× 被告「住民訴訟の原告 4 名」

本紙既報の「不正市道認定事件」で「川越市民らが川越市長を被告」として、「住民訴訟を提起したことが、川合氏個人に対する不法行為である」と、**22 名の原告のうち 4 名を狙い撃ちにして訴えた事件**。

③ 原告「川合善明」× 被告「一般市民女性 A 氏」

埼玉弁護士会に「弁護士・川合善明氏」を懲戒請求したのは本紙社主・松本であるのに、松本が懲戒請求の書面に書いたエピソードを松本に話してくれた市民女性 A 氏が松本を手足のように使って不当な懲戒請求をしたのだと、**市民女性 A 氏を狙い撃ちにして訴えた事件**。

いずれの裁判も原告（川合氏）が同じというだけでなく、裁判長も、原告・被告の代理人弁護士も同じということで、3 件の裁判手続はいつも同じ日程で行われている。同一期日であることは傍聴人にも便利だが、これが延々と繰り返されては応援傍聴も楽ではない。

原告（川合氏）の主張が、そもそも裁判として成り立つのか疑問になるようなもので、何度も口頭弁論を重ねるような複雑な事件ではないはずなのに、さいたま地裁・川越支部の在籍 4 年目になるという齋藤憲次裁判長は、さっさと裁判を終わらせようとはせず、延々と期日を引き延ばす不可解な訴訟指揮を展開しているからだ。さらに、この日の午後には、新井喜一元市議が川越市役所職員女性 X 氏を訴えた名誉毀損事件の裁判も重なり、法廷は満員札止め。

今回は、あわせて**上記 4 つの裁判傍聴記**をお届けする。

市民の生命よりも自分の裁判が大事？！

対応に追われる市庁舎をあとに「川合市長」今日もご出廷！

裁判が始まる前の午前 10 時 20 分、さいたま地裁・川越支部のロビーに駆け込んできたのは小林薫川越市議であった。開口一番「**ワクチンが届かないってんで、庁舎では大騒ぎになってるよ！市民の苦情も電話がつながんないってんで、おおわらわだ**」と小林市議。落語家でもある同氏の語り口は、まるで寄席の高座でも見るかのようで、庁舎の混乱ぶりが伝わってくる。

ニュースでも報じられたが、全国的な新型コロナウイルス・ワクチンの供給不足は川越市でも同様で、約 10 万本を予定していたワクチンのうち、現在確保されているのは **16 分の 1 を下回る約 6,200 本だけ**という事態。この日も市職員は対応に追われているという。この状況では、さすがの川合氏も今日の法廷は代理人弁護士に任せて本人は来られないだろうと思いきや、なんと

公務を差し置いて個人的な裁判に平然と出廷したではないか。川合氏は代理人弁護士と2人で原告席に座っている。自分が法廷に来ることで、齋藤裁判長に睨みを利かせているつもりなのだろうか？

傍聴に来ていた高齢の市民のひとりが憤って本紙記者に吐き捨てるようにいう「あれ（市長）は、どういう神経してんだよ。ワクチンの手配は市長が直接自分でやるわけじゃないにせよ、緊急事態で、ワクチン騒ぎまであったら自分の個人的な裁判どころじゃないでしょ。なんのために弁護士を雇っているんだよ」。

まったくその通りだ。川合氏の隣には、どこからか連れて来られたような若手弁護士ひとりが座っている。川合氏自身、弁護士資格があるらしいので本人弁護でもすれば良いのに、わざわざ着手金を払っているようだ（もしかしたら、「市長」効果のボランティア弁護かもしれないが）。

特別職公務員である市長の服務規程からしても、公務時間中に「個人・川合善明」が裁判だからといって、市長室を抜け出して良いものなのだろうか。

服務上、特に問題がないとしても、市長としての使命感や常識からしてあり得ない行動律といえよう（もっとも、常識なき市長だからこそ、異常な「3件裁判」を提訴できたのだろう）。

“結審”して“下さい” !!

鬼気迫る被告代理人・清水弁護士の追及に慌てる裁判官席

3つの裁判に共通する確かなことは、川越市長でもある原告・川合善明氏が、いずれも、チンピラの言いがかり同然に市民を訴えたスラップ訴訟（威圧目的の訴訟）であること、そして、すべての事件を齋藤憲次裁判長が担当しており、明らかに通常の裁判とは異なる訴訟指揮を続けているということだ。仮に、一介の市民が本事件の川合氏と同じ趣旨で訴えを起こしたとすれば、齋藤憲次裁判長は「原告の訴えには理由がない」と早々に請求を棄却するだろう。

住民訴訟の原告団のうちの4名だけを「市長である川合氏個人を貶めようとしたから不法行為なのだ」という川合氏の主張たるや、普通の弁護士に相談すれば「受任できかねる」と即、断わられても不思議ではないほど「無理スジ」だからだ。だが、裁判所は初めから要領を得ない原告（川合氏）の主張について、補強の機会を何度も与えているようにしか見えない。

傍聴する本紙も、川合市長主演による呆れたシナリオの「おれ様裁判劇場」を、また今回も眺めなければならぬのかと辟易していたのだが、この日は予想に反した劇的な場面が展開された。前掲の「原告・川合 3 件裁判」で2番目に関廷された、市民4名に対する「不法行為」の口頭弁論で、被告代理人・清水勉弁護士が鬼気迫る弁論を見せてくれたのである。

原告（川合氏）代理人弁護士が、証人尋問を申請する意思を示し、齋藤憲次裁判長もそれを指示して「それなら次回までに証人の申請書を出して下さい」などと水を向けた…そのとき、被告代理人・清水弁護士が語気を強めて原告（川合氏）に言及したのである。

清水勉弁護士

証人尋問は必要ないでしょう！？ 先生（川合氏代理人弁護士）だって弁護士なら、わかっているでしょう？ 裁判長、結審して下さい！

これには裁判官席の齋藤裁判長も二の句が出ず、泡食った様子で左右の陪席判事らと何やら打ち合わせを始めた。その間、原告代理人である若き弁護士は、清水弁護士に食ってかかるように反論をし始めた。これこそ、まさにテレビドラマで見るような、法廷での弁護士の激闘シーンさながらである。被告住民支援者たちは心中で清水弁護士に声援を送ったことだろう。

なにしろ、素人がみても破綻した「無理スジ」を訴える川合氏に、何度も猶予を与えていると思えない裁判所の態度には、市民たちも怒りさえ覚えていたからだ。

川合氏の、市民4名に対する「不法行為」訴訟は、市民らが住民訴訟を提起したことが不法行為であるというものだ。川合氏側と、被告代理人・清水弁護士とのバトルはこう続いた。

清水弁護士：不法行為になるような住民訴訟なら、さいたま地裁に訴訟を起こした途端に終わっているはずだ。2年も続いていること自体、まともな裁判であることの証明だ。

川合氏側弁護士：被告4人が裁判を起こした動機が問題だ。

清水弁護士：住民訴訟を起こす人にはいろいろな動機があるのが普通で、それは法的には問題にならない。問題になるのは違法な会計行為があるか、自治体が不法行為によって財産的損害を被っているかだ。被告に証言させる必要はない。

ベテラン法律家である清水弁護士をして、住民訴訟の提起が不法行為だなどという判決はこれまで聞いたことがない。だから清水弁護士は「結審して下さい」と齋藤憲次裁判長に訴えたのである。これでも異常に長引いている裁判に付き合ってきたのだから、もういい加減、止めてほしいという話だ。だが、齋藤憲次裁判長は清水弁護士の求めに答えることなく、両脇の裁判官とひそひそ話を始めた。その下の原告・被告席では弁護士同士の舌戦という光景がおよそ2分近くも続いた。一方、一般的な民事訴訟では準備書面の確認を交わすだけという口頭弁論が主たる日本の裁判で、このような白熱した場面は滅多に見られない。

この間、原告本人の川合善明氏は、両腕を前に組みアゴをあげたまま反つくり返るような尊大な態度で被告席のほうを見ていたが、視線は清水弁護士を直視というよりも、漠然と前方を向いていたと言ったほうが正確な描写になるだろう。

結果、予想通りというべきか、齋藤憲次裁判長は、原告（川合氏）に配慮して「（結審ではなく、口頭弁論を）**続行しますから、証人申請をするなら原告は次回期日までに書面を提出して下さい**」と宣言した。またしても、馬鹿馬鹿しくも無意味な時間だけが過ぎることになったわけだ。

住民訴訟原告の市民4名を、住民訴訟を起したことが**「川合善明個人の名誉を毀損する不法行為」**だという川合氏の訴訟理由は、ほとんど狂気の沙汰と言っても良いほどの異常な主張だ。齋藤憲次裁判長もそれをわかっているはずだ。わかっているながら、なんとか原告（川合氏）が有効な主張を提出できるようになるまで裁判を引き延ばしているとはしか見えない。

本紙や傍聴する市民たちが非法曹（法律の素人）であっても**「おかしな裁判」**であることは誰の目にも明らかなのだ。報道という視点からみれば、気に入らない川越市民を個人の立場で次々に訴える川合氏の異常な裁判を、一切報じようとしないマスコミ各社も正気の沙汰ではない。川合氏が**「私人の立場」**で訴えている、私人同士の裁判だから記事にしないとでも釈明するつもりであれば笑止千万というものだ。川合氏は弁護士であり現職川越市長だ。

川越市の首長が、あきらかにその権力の威力を借りて、何人もの川越市民に狙い撃ちのスラップ訴訟を連発するという異常極まりない大事件であり、少なくとも埼玉地方版でマスコミが報じべき事態ではないか。

同じく原告（川合氏）が、小林市議の**「ブログ」**をネタに訴えたスラップ訴訟に至っては、**「川越市民」**と書いた小林市議の文章をつかまえて**「これは私（川合氏）を意味していることは明らかだから不法行為だ！」**などと、もはや普通の会話さえ通じないレベルの主張を展開しながら、これも裁判所では延々と原告（川合氏）に反論の機会を与え続けるだけで審理は終了しない。

もう1件、本紙社主・松本が、弁護士としての川合氏を懲戒請求した件で、松本ではなく、懲戒請求の理由にかかわるに過ぎない市民女性A氏を相手に**「松本を使って自分（川合氏）を懲戒請求させた」**という。

市民女性A氏が松本に指図するような力関係などあろうはずがないことを、川合氏自身よくわかっているはずだ。懲戒請求が不法行為だと言うのなら、松本を訴えればいい。

それならそれで松本は受けて立つ。それを予想するからだろうか、川合氏は松本と法廷で対峙することを避けて、市民女性A氏を訴えた。あまりにも身勝手な裁判で、これもまた狂気の訴訟としか言いようがない。やはり齋藤憲次裁判長はどこまでも原告（川合氏）を配慮して、不毛な準備書面のやりとりを続けさせているようにしか見えない。

核心部に突入する **「新井喜一氏名誉毀損裁判」**

そして5月13日午前中、前出**「3本立て裁判」**が終わると、午後には新井喜一元市議による名誉毀損裁判があった。

まず、改めて本事件の端緒となった**「疑惑の告発」**についておさらいしておこう。

2018年9月、ベテランの元川越市議・新井喜一氏が、突如、川越市役所議会事務局に勤務する職員女性X氏に「セクハラ・パワハラ疑惑」に告発された。当時、職員女性X氏は、議会事務局に異動して半年も経っていない一番の新米でありながら、9月市議会真っ最中に、本来の公務時間中に弁護士を連れて大々的な記者会見を開いたことで、メディアは一斉にこれを取り上げた。

議会事務局勤務の職員女性X氏の告発記者会見は、常識で考えても初めからおかしなものだ。

そもそも告発の内容は、それが事実であったと仮定してさえ、緊急を争うものではないのに、職員女性X氏はわざわざ9月議会の開会期間中に記者会見をぶち上げた。あと2週間足らずで議会が閉会するというタイミングのことだった。仮に、職員女性X氏が「今日にでも新井氏に何かをされる」などというのであればまだしも、議員や議会事務局がもっとも多忙な時期に、状況からいえば職員女性X氏の上席も、まるでそれを支援したかのような特別待遇で、問題の記者会見を許可しているのだ。それどころか、職員女性X氏の代理人・吉廣慶子弁護士と坂下裕一弁護士は新井氏に送った内容証明郵便で「9月末日までに回答せよ」と通知していた。

ところが、前代未聞の記者会見は、その弁護士通知が送られたわずか2日後に、一方的に新井氏の実名と共にぶち上げられたのである。仮に職員女性X氏が弁護士を無視して暴走したとしても、まともな弁護士なら、この段階で新井氏の実名を非公開にするほうが常識だ。

ところが、吉廣弁護士は、人気がある全国放送のワイドショーのインタビューにまで登場して「証拠がある」とまで豪語していた。その結果、新井氏は告発されたハラスメントは一切否定しながらも、議会運営に支障をきたすという自らの意思で川越市議を辞職した。

しかし、その後、職員女性X氏をめぐる動きは不可解さを増していった。当初「新井氏にハラスメント被害を繰り返し受けていた」「新井氏には謝罪してほしい」「議員を辞めてほしい」などという主旨で、記者会見を2度も開いた職員女性X氏と記者会見で並んだ代理人・吉廣慶子弁護士は、新井氏の代理人に就いた清水弁護士が話し合いを繰り返し求めても一切応じず、いつまで経っても新井氏を訴えることはなかったのである。

ハラスメント被害が続いていたのなら、まず話し合いをして加害者側に事実を確認させた上で謝罪させ、以後、ハラスメントを行わないよう約束させるというのが、弁護士の常道である。だが、吉廣弁護士も坂下弁護士も、話し合いをしようとしなかったというのだ。

考えられる理由は、依頼者である職員女性X氏自身がそうなることを望んでいなかったからだろう。つくづく不思議な“被害者”である。このような、あらゆる状況から、職員女性X氏による新井氏ハラスメント告発は、なんとしても新井氏の政治生命を9月議会中に断たせるための、政治的な背景のある「でっち上げ」の疑惑が極めて濃厚になったのである。

そしてついに2019年2月21日、職員女性X氏から100万円の慰謝料を請求されていた新井氏は、逆に職員女性X氏を債務不存在確認と名誉毀損の不法行為で訴えたのである。

これらの経緯を追った、国際的なドキュメンタリー映画監督・土屋トカチ監督（5月13日の裁判も傍聴していた）によるネット配信報道シリーズ『K～川越市議ハラスメント疑惑の真相』（YouTube公開）は、再現映像などを交えて、**事件の不可解さ、疑惑に切り込んで**いる。

本編は、裁判の結果を含めて現在も続編制作中だという。この**事件の疑惑がよくわかるので、ぜひともご覧頂きたい。**

『K～川越市議ハラスメント疑惑の真相』

第1回「疑惑の告発」 <https://www.youtube.com/watch?v=HZxsEbMDvdQ&t=2s>

第2回「疑惑の第三者委員会」 <https://www.youtube.com/watch?v=d-haqYZANcl>

第3回「隠された不都合」 <https://www.youtube.com/watch?v=dtAkiOHHVW0>

第4回「反撃」 <https://www.youtube.com/watch?v=wQhHc1euRYY>

「新井氏名誉毀損裁」久しぶりの傍聴席札止め！

第1回の口頭弁論では、実に7名ほどがずらりと並んだ被告・川越市役所職員女性X氏弁護士たちは、どんな事情か回を追うごとに出席する人数も減り、準備書面に記載される弁護士名欄からも、次々と被告弁護士の名前が消えているようだ。取材過程で、新井氏が本紙に開示してくれた書面でわかったことなのだが、いまや、あの「**弁護士 吉廣慶子**」の名前さえ準備書面に見当たらない。この事件のアイコンと言っても良いほど、職員女性X氏陣営の先頭を切っていた吉廣弁護士は、**なんの事情があつて表舞台から去つたのだろうか？**

同じく職員女性X氏の応援傍聴人の数も減り続けて、前回期日では傍聴席の8割以上が新井氏陣営の市民たちだった。ところが5月13日のさいたま地裁・川越支部は様子が一変。

突如、職員女性X氏の支援者が巻き返し、多くの職員女性X氏応援傍聴希望者が裁判所に詰めかけたのである。どうやら、4月中旬に坂下弁護士らが学者を招聘して「**ハラスメント議員を許さない**」というような内容の集会を開いて、傍聴人の動員を呼び掛けていたことによるらしい。

その集会に**吉廣弁護士や職員女性X氏は姿を現わした**のだろうか？ だが付け焼き刃の応援傍聴希望者らは、この法廷が全席40席しかなく現在はコロナ禍対策で一般傍聴人席は20席しかないことを知らなかったようだ。毎回傍聴に来ている新井氏陣営は、開廷時間の30分以上前から先着傍聴の順番で並んでいるため、入廷出来たのも8割以上が新井氏支援者で、駆けつけたX氏応援傍聴者のほとんどが廊下で待ちぼうけという状況になった。

明らかとなった証人

9月、いよいよクライマックスの原告・被告の証人尋問へ！

そんな久しぶりの活気に溢れた今回期日では、ついに原告（新井氏）と被告（職員女性×氏）の双方の「証人」が明らかになった。

被告（×氏）が証人申請したのは被告本人（×氏）と×氏の夫、社会学者の3人であった。齋藤憲次裁判長は、「ハラスメント問題に詳しい学者」については必要ないと判断して不採用、被告本人×氏とその夫（つまり×氏夫婦2名）について本人質問、証人尋問をすると決めた。ついに「職員女性×氏」の本人が証人尋問で夫ともども法廷に現れるのだ。これは本事件裁判の最大の見せ場とも言えよう。

しばらく様子見て距離を取っていたマスコミも、おそらくその日には傍聴に詰めかけることも予想される（まあ、どう書くかも予め予想できるが…）。

清水勉弁護士

事前に書面で、社会学者は証人としていないという意見書を出しておきました。

ハラスメント行為があった現場にいたわけではないので事実を立証できるわけではないし、学者としての意見であれば意見書を出すだけで足りる、と書いたのです。

それを齋藤憲次裁判長も納得したということですね。

一方、原告（新井氏）側が申請した証人について、齋藤憲次裁判長が「原告の申請した証人2名は必要ありません」と認めなかった。原告新井氏本人だけが採用された。

裁判終了後に、清水勉弁護士を直撃すると、同氏は次のように説明してくれた。

清水勉弁護士

こちらが申請していた証人は、吉廣慶子弁護士と第三者委員会のメンバーだった大森三起子弁護士です。

なんと驚くべきことに、清水弁護士は「敵陣」の張本人・吉廣慶子弁護士を新井氏側の証人として申請していたのである。大森弁護士も同様、事件の背景事情から言えば決して新井氏の側ではなく、川合政権のコバンザメたる当時、議長であった小野澤康弘市議が組成した第三者委員会メンバーで、川合政権の呑囁事業者なのだから、清水・出口弁護士にとっても「敵陣」だ。

その理由について、清水弁護士はこう続けた。

清水勉弁護士

齋藤憲次裁判長がこの証人申請を認めないことは予想していましたが、事件の真相解明という点からすると、是非、実現したかったです。この裁判になってから職員女性X氏は「マスコミ記者会見やコメントなどは吉廣慶子弁護士がやっていた」と責任を転嫁していました。

それなら吉廣慶子弁護士に記者会見の経緯などを証言してもらおうと考えたわけです。

敵性証人ですが、私としてはこちらにとって不法行為を立証する上で有利になる証言を引き出せると考えました。しかし、齋藤憲次裁判長は認めませんでした。吉廣慶子弁護士の証言による不法行為の立証を認めないということです。

大森三起子弁護士を申請したのは、第三者委員会の委員として調査し報告書を作成した立場から、職員女性X氏がこの裁判でも訴えているハラスメント被害のほとんどを認定しなかった経緯を確認する意味がありますし、ハラスメント行為を認定したことについてその根拠を質すことで誤りを具体的に指摘することができます。それをさせてもらえないのは不満です。齋藤憲次裁判長の、原告側に立証させない態度は本当に困りものです。

証人尋問の時間まで事前に決定する日本の裁判

新井氏、被告女性X氏と時間制限いっばいの真剣勝負！

次に証人尋問の「時間配分」について裁判所と双方弁護士でやりとりがあった。

齋藤憲次裁判長 : 「では、原告の本人質問の時間はどうしますか」

清水弁護士 : 「申請してある60分でお願いします」

齋藤憲次裁判長 : 「被告側の反対尋問はどうですか」

坂下弁護士 : 「40分でお願いします」

齋藤憲次裁判長 : 「被告の本人質問の時間はどうしますか」

坂下弁護士 : 「40分でお願いします」

齋藤憲次裁判長 : 「原告側の反対尋問はどうですか」

清水弁護士 : 「60分でお願いします」

齋藤憲次裁判長 : 「被告の夫の主尋問はどうしますか」

坂下弁護士 : 「20分でお願いします」

齋藤憲次裁判長 : 「原告側の反対尋問時間はどうですか」

清水弁護士 : 「夫は直接体験者ではないので、20分か15分でもいいかもしれませんが。被告に対する反対尋問で回答が得られたら、夫の反対尋問は短くできると思います」

このやりとりで、証人尋問の時間が決まった。

清水勉弁護士

被告の夫というのは、こちらからすれば証人の価値はありません。被告側が最初の申請していた学者というのもそうですが、X氏の夫も、X氏が新井さんからハラスメント被害を受けた現場にいたわけではなく、全部、X氏がこう言った、X氏からこう聞いたというだけのことで、しかも身内の夫なんですから聞いてもしょうがない。

でも裁判長は、被告にいくらかでも有利な事実認定ができるように特別に配慮したのか、夫を証人とすることを認めました。齋藤憲次裁判長の法廷は全く予断を許しません。しっかりした証人尋問をしなければいけないと思っています。

応援傍聴に来た 20 名近くの市民を前にそう言った清水弁護士の眼が冷徹に光ったような気がしたのは、本紙記者だけではあるまい。

清水弁護士は、新井氏支援者たちに「みなさんもわかっていると思いますが、この事件は被告X氏が真犯人ではありません」と、意味深なコメントを残した。

本紙は、最初からこの事件を、政治家・新井喜一氏の失脚を画策した「何者かの意思による組織的なでっち上げ」と断言してきた。

記者会見以外に決して「顔を出さない」被害者女性X氏、記者会見で滔滔と被害を説明し、裁判になってからも女性X氏の代理人として法廷の被告席に現れながら、すぐに姿を見せなくなった代理人弁護士。記者会見の主役だった2人が揃って裁判を放置しているも同然の、この不可解な状況はいったい何を物語っているのだろうか。この女性たちこそ、新井氏を失脚させ川越市政を陰から操ろうとした「何者か」に利用された被害者であるのかもしれない、次定期日の証人尋問で、事実の片鱗が静かに浮かび上がって来るかもしれない。

心ある市民諸氏、川越市議会議員は目をそらしてはならない。

本稿で取り上げた各裁判の次定期日は下記である。

原告川台市長 VS 市民および小林薫市議被告事件（前述 3 件の裁判とも）

7月1日(木)午前11時 さいたま地方裁判所・川越支部

原告新井喜一氏 VS 川越市役所職員女性X氏

9月2日(木)午前11時 さいたま地方裁判所・川越支部

緊張感漲る、次回本紙続報に乞うご期待である。